

どう変わる？介護保険

平成37年(2025年)には、戦後のベビーブームで生まれた団塊の世代が75歳以上となり、介護が必要な高齢者の数が急増するとみられています。これに備えるために国では介護保険法を改正しました。

今回は、主な改正点を説明します。

- 1 一定の所得以上の方の自己負担が2割に(平成27年8月から)
介護保険はこれまで一律に自己負担割合が1割でしたが、一定の所得(年金収入のみの方は年額280万円)以上の高齢者は自己負担割合が2割となります。
- 2 高額介護サービス費の上限が引き上げに(平成27年8月から)
介護サービスは世帯の所得に応じ自己負担の限度額が設定されています(最高月額37,200円まで)。基準に照らし限度額を越える自己負担額を支払った高齢者には、後日高額介護サービス費として超過分を還付しています。今回、医療制度に合わせ自己負担限度額が引き上げられることになりました(最高月額44,400円)。
- 3 施設などの入所者の食費・居住費算定に本人・配偶者の資産を勘案(平成27年8月から)
比較的長期間入所する居住型サービスを利用する場合、利用者は食費と居住費を負担します。これまでは「本人の所得」だけが減額判定の対象となっていました。改正により「本人・配偶者の預貯金など」が勘案されます。配偶者がいない場合は本人の預貯金などが1000万円超、配偶者がいる場合は合わせて2000万円超の場合、減額対象外となります。
- 4 低所得者の保険料軽減を強化
社会保障充実の一環として消費税増税分をあて、低所得者の軽減強化が図られます。平成27年4月からは、世帯全員が町民税非課税で本人年金収入が80万円以下の高齢者の保険料が10%減額されます。平成29年4月からはより一層の軽減強化が図られる予定です。
- 5 特別養護老人ホームの入所が要介護3以上に
特別養護老人ホームはこれまで要介護1以上の方が入所できましたが、平成27年4月からは原則要介護3以上となります。要介護1、2で入所していた方は引き続き入所できます。

問 健康福祉課 ☎72-6934

